

毒物及び劇物取扱の手引き

毒物及び劇物を使用する者は、「毒物及び劇物取締法」及び本校の「毒物及び劇物取扱規則」を遵守しなければならない。

1 購入と譲渡の禁止

毒劇物は、毒物又は劇物の販売業の登録を受けた業者からのみ購入できる。それ以外の者から譲り受けることはできない。また、購入した毒劇物は販売も授与もできない。（法第3条第3項）

購入した薬品が毒劇物であれば、容器に毒物あるいは劇物の表示があるので必ず確認すること。

毒劇物の購入は最小限にすること。

2 薬品管理システムによる毒劇物の保管・使用状況の登録

管理担当者は、毒物等を購入及び使用したときは、薬品管理システム（以下「システム」という。）に、その都度、品名、納入量、使用量、現在量等を記載し、常に保管及び使用状況を明確にしなければならない。

3 数量の確認と報告

管理担当者は、定期的に保管している毒劇物の数量をシステムと照合のうえ確認し、異常があった場合は、速やかに校長に報告しなければならない。

4 保管方法

毒劇物は、一般薬品と区分し、金属製の専用の保管庫に保管し、盗難等の防止のため保管庫は施錠しなければならない。また、保管庫を設置している研究室等も施錠すること。

保管庫には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地の赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。毒劇物を入れる容器についても同様である。

保管庫及び容器は、地震等の災害による転倒防止等の措置を講じなければならない。毒劇物の容器として飲食物の容器を使用することはできない。

5 廃液の処理

廃液をそのまま流しに流してはいけない。定められた方法で無害化してから流すか、又は、定められた分類方法によって分類し、廃液として回収する。

6 盗難、紛失等の発生時の措置

管理担当者は、毒劇物が盗難又は紛失し、あるいは容器から大量に漏れ出し、危害が生じるおそれのある事態となった場合は、速やかに校長に報告するとともに、必要に応じて警察、消防等に通報しなければならない。

漏洩などの場合、速やかに被害を食い止めなる措置をとらなければならない。

7 廃棄

長時間使用予定のない毒劇物は、廃棄又は返納すること。毒劇物を廃棄する場合は、廃棄前に無害化することが原則である。自己処理する場合は、政令で定める技術的基準に従わなければならない。（法第15条の2）さらに、下水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに規定する基準も適合しなければならない。自己処理できない薬品については、年1回業者に処理を依頼する。

8 使用者に対する指導等

管理担当者は、毒劇物を適正に管理するために、毒劇物使用者に対して指導を行う等の必要な措置を講じる必要がある。